

社会福祉法人つつじ会

特別養護老人ホームアゼイリア
運営規程

目 次

第1章 事業所の目的及び運営の方針

第1条 目的	1
第2条 運営方針	1
第3条 事業所の名称	1

第2章 職員の職種、職員数及び職務の内容

第4条 職員の職種・職員数	2
第5条 職種別職員の職務内容	2

第3章 入所定員

第6条 入所定員等	3
-----------	---

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

第7条 施設サービス計画の作成	3
第8条 介護サービスの内容	3
第9条 食事の提供	4
第10条 送迎	4
第11条 相談及び援助	4
第12条 社会生活上の便宜供与等	5
第13条 機能訓練	5
第14条 利用者の入院期間中の取扱	5
第15条 退所	5
第16条 利用料等	5

第5章 事業所の利用にあたっての留意事項

第17条 事業所内の禁止行為	6
第18条 金銭管理等	6

第6章 災害非常時対策

第19条 災害、非常時の対応	7
第20条 業務継続計画の策定等	7

第7章 その他事業所の運営についての重要事項

第21条 職員の研修	7
第22条 建物及び設備等の管理	7
第23条 健康管理等	8
第24条 衛生管理等	8
第25条 苦情処理	8
第26条 秘密保持等	9
第27条 地域との連携	9
第28条 緊急時の対応	9

第 2 9 条	事故発生の防止及び発生時の対応	9
第 3 0 条	死亡時の取扱	1 0
第 3 1 条	賠償責任	1 0
第 3 2 条	記録の整備	1 0
第 3 3 条	身体拘束	1 0
第 3 4 条	虐待の防止のための措置に関する事項	1 0
第 3 5 条	入所規程	1 1
第 3 6 条	ハラスメント防止	1 1
第 3 7 条	その他	1 1

社会福祉法人つつじ会
特別養護老人ホームアゼイリア運営規程

第1章 事業所の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、老人福祉の理念に基づき、社会福祉法人つつじ会が開設する特別養護老人ホームアゼイリアが行う指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営に係る必要事項を定め、業務の適正かつ円滑な運営管理と利用者の生活の安定と充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、第7条に規定する施設サービス計画書に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 事業所は、利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業所は、「日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善可能性の高い」軽度者の状態に即した自立支援と「目標指向型」のサービス提供を推進する観点から、ケアマネジメントの徹底を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|--|
| (1) 名 称 | 特別養護老人ホーム アゼイリア |
| (2) 種 別 | 指定介護老人福祉施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護 |
| (3) 所在地 | 宮城県石巻市蛇田字小斎6 1 番地 1 |

第2章 職員の職種、職員数及び職務の内容

(職員の職種・職員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種別定数を次のとおり配置する。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 施設長（事業所管理者） | 1人 |
| (2) 医師（嘱託医） | 1人 |
| (3) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (4) 生活相談員 | 1人以上 |
| (5) 介護職員（常勤換算方法） | 2人以上 |
| (6) 看護職員（機能訓練指導員1人兼務） | 2人以上 |
| (7) 管理栄養士 | 1人以上 |
| (8) 調理員 | 1人以上 |
| (9) 機能訓練指導員（看護職員兼務） | 1人以上 |

2 前項に定める職員のほか、必要に応じてその他の職員を置くことができるものとする。

(職種別職員の職務内容)

第5条 職種別職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設職員の管理、業務執行状況の把握、その他の管理を総括し、必要な業務を指揮監督するものとする。
- (2) 医師は、利用者の診察、利用者及び職員の健康管理並びに保健衛生に関する指導等の業務に従事するものとする。
- (3) 介護支援専門員は、要介護者等が有する能力、その置かれた環境課題等を把握し要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関し、適切な施設サービス計画を作成し、市町村、各介護サービス事業者との連絡調整等を図る業務に従事するものとする。
- (4) 生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者及びその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、処遇の企画、入退所に関する業務並びに関係医療機関、行政機関、地域住民等との連絡調整に係わる業務に従事するものとする。
- (5) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入浴、清拭、排泄、離床、着替え等の生活機能の維持向上等に必要な介護援助業務に従事するものとする。
- (6) 看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、健康保持のために適切な措置並びに保健衛生管理及び生活機能の改善又は維持のために必要な機能訓練等の援助業務に従事するものとする。
- (7) 管理栄養士（栄養士）は、利用者の身体状況並びに栄養摂取状況及び嗜好等を考慮した献立の提供、又は調理員の指導並びに利用者の栄養指導及

び衛生管理等の給食全般の業務に従事するものとする。

(8) 調理員は、利用者の食事提供等のための調理業務に従事するものとする。

(9) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な生活機能を改善し、その減退を防止するための機能訓練業務に従事するものとする。

第3章 入所定員

(入所定員等)

第6条 事業所の入所定員は次のとおりとする。

(1) 指定介護老人福祉施設の入所定員は、50人。

(2) 指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「短期介護事業所」という。)の入所定員は、20人。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画書の作成)

第7条 事業所は、施設サービスの提供開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、並びに別に定める重要事項説明書及び契約書に基づき説明を行い、同意を得たうえで施設サービス計画書を作成し、交付し適切なサービスを提供するものとする。

2 短期介護事業所の利用について、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、前項の例により利用者個々に応じた施設サービス計画書を作成し、これを交付するものとする。

3 利用者の利用申込みに際しては、心身の状況・病歴等の把握に努めるとともに入院医療を必要とする場合や利用者に適切な便宜を提供することが困難な場合は、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介するなどの措置を講ずるものとする。

4 施設サービス計画書については、利用者の介護の状況等を勘案し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(介護サービスの内容)

第8条 介護サービスは、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するように、利用者の心身の状況に応じて、適切に行うものとする。

2 事業所は、利用者に対し、週に2回以上、適切な方法で入浴又は清拭を行うものとする。ただし、利用者が傷病、感染症疾患等がある場合には、医師又は看護職員等の判断に基づき、これを行わないことができるものとする。

- 3 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者については、プライバシーに配慮しながら適宜交換等を行うものとする。
- 5 離床、着替え、整容等の介護サービスについても、利用者の状況に応じて、適宜行うものとする。
- 6 各サービス提供にあたり、利用者及び他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。ただしやむを得ず行う場合には、事前又は事後に速やかに家族等に報告し、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(食事の提供)

第9条 食事の提供は、利用者の身体の状態、栄養及び嗜好を考慮したものとする。

- 2 食事の内容は、あらかじめ栄養士による献立表を作成し、利用者の目に触れやすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 食事を提供する場合は、利用者の自立を考慮して可能な限り、離床して、食堂で提供するように努めるものとする。
- 4 病弱等の利用者に対する食事の提供については、医師の指示により提供するものとする。
- 5 調理及び配膳にあたっては、食中毒の防止等の衛生管理に十分配慮するものとする。

(送迎)

第10条 短期介護事業所の利用者の入退所時に際し、利用者の希望に応じて自宅等への送迎サービスができる地域は、別紙（石巻圏域町名・字名一覧表）に掲げる地域のうち○印を付した地域とする。

(相談及び援助)

第11条 事業所職員（以下「職員」という。）は、常に利用者の心身の状況、及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜供与等)

第12条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行い生活の質の向上に努めるものとする。

2 日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の申し出により所定の手続事務等を代わって行うことができるものとする。

3 常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めるものとする。

(機能訓練)

第13条 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその機能減退を防止するための訓練を行うものとする。

(利用者の入院期間中の取扱)

第14条 指定介護老人福祉施設の利用者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、利用者又はその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設を円滑に利用できるように努めるものとする。

(退所)

第15条 居宅での日常生活が可能と認められる利用者又は居宅介護が可能と認められる利用者に対し、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行うものとする。

2 利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業に対する情報の提供及び保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携に努めるものとする。

(利用料等)

第16条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとし、その他、食費、おやつ代、居住費、日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

2 短期介護事業所の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとし、その他、送迎に要する費用、食費、おやつ代、居住費、日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

3 利用者が、介護保険負担限度額認定の交付を受けた者や生活保護費を受給

する場合又は社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適応対象となった場合については、別に法令の定めがある場合は、当該法令によるものとする。

- 4 前各項に掲げる費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 事業所は、当月の利用合計額の請求書を付して、翌月の10日までに利用者等に通知するものとする。
- 6 利用者は、前項による当月の利用合計額を別に定める日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い、月途中で退所する場合には、利用料の残金を退所時に事業所に支払うものとする。
- 7 指定介護老人福祉施設及び短期介護事業における利用者等の希望による外出等の付き添いにかかる費用については、別に定める付添費用の支払いを請求することができるものとする。
- 8 支払方法は、指定介護老人福祉施設の利用にあつては、原則振込みとし短期介護事業所にあつては、現金によるものとする。

第5章 事業所の利用にあたっての留意事項

(事業所内の禁止行為)

第17条 利用者は、明るく、楽しく、生きがいのある施設生活を送るために、事業所内では、次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) けんか、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定の場所以外での喫煙又は火気を用いること。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無段で施設若しくは備品に損壊を与え又はこれを施設外に持ち出すこと。

(金銭管理等)

第18条 利用者の金銭及び貯金等の管理は利用者自身が行うことを原則とする。ただし利用者本人が特に施設に依頼した場合又は利用者本人が十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行なえないと認められ、又は身元引受人等の承諾を得た場合は、施設においての利用者の金銭等の管理を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合にあつては、利用者等の依頼又は承諾を得て、預り金取扱要領に基づき、小口現金の取り扱いを行うものとする。

第6章 災害非常時対策

(災害、非常時の対応)

第19条 事業所は、消防法の定めに基づく消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、職員並びに利用者が参加する消火、通報又は避難の訓練を定期的実施し、そのうち年2回以上は、総合訓練を実施するものとする。

2 事業所は、消防法の定めに基づく消防用設備及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備を設けるとともに、防災設備等の自主点検を定期的実施するものとする。

3 利用者は、火災その他の緊急事態の発生に気がついた場合は、ナースコール等の最も適切な方法で、職員に知らせるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他事業所の運営についての重要事項

(職員の研修)

第21条 事業所管理者は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり実施するものとする。

- (1) 採用時研修 (採用後1年以内)
- (2) 継続研修 (随時)
- (3) 外部研修 (随時)

2 介護職員、看護職員については、高齢者の心身の特性、実施する援助のあり方及び内容、介護、看護に対する知識、技術並びに作業手順等の研修を定期的に行うものとする。

(建物及び設備等の管理)

第22条 事業所は、建物、設備等を常に点検し、適正な維持管理を図り事故の未然防止に努めなければならないものとする。

2 施設及び設備の利用時間や生活上のルール等は、事業所と利用者が協議の上、決定するものとする。

3 施設及び設備の維持管理は、職員があたるものとする。

(健康管理等)

第23条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるように努めるものとする。

2 利用者に健康診断として年2回以上の受診の機会を与え、その記録を保管し、常時利用者の健康維持に努めるものとする。

3 利用者の疾病や事故に対応するための協力医療機関や急病等の場合の救急連絡体制の整備を行うものとする。

4 利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの内容を、利用者の家族等に定期的に報告を行うものとする。

(衛生管理等)

第24条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料に供する水については衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(苦情処理)

第25条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、社会福祉法人つつじ会苦情解決要綱に基づき適切に対応するものとする。

2 苦情申し立て窓口等は、別に定める「重要事項説明書」に記載のとおりとする。

(秘密保持等)

第26条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 本事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員との雇用契約において必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(地域との連携)

第27条 事業所運営にあたっては、地域住民又は住民活動との連携、協力を行うなど地域との交流に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第28条 事業所は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はが定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生し

た場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(死亡時の取扱)

第30条 利用者が死亡したときは、ただちに利用者の身元引受人に連絡をするとともに、必要に応じ死亡の状況その他について、行政機関及び居宅介護支援事業者に対し届出又は報告をするものとする。

(賠償責任)

第31条 事業所のサービス提供に伴って、事業所管理者の責めに帰すべき事項により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償するものとする。

(記録の整備)

第32条 事業所は、利用者、職員、施設設備および会計等に関する諸資料を保存整備しておくものとする。

2 利用者に対するサービス提供の諸記録については、その完結した日から5年間保存するものとする。

(身体拘束)

第33条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第34条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

2 虐待の防止のための指針を整備する。

- 3 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（入所規程）

- 第35条 事業所は、入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施を図るものとする。
- 2 事業所は、「特別養護老人ホームアゼイリア入所規程」において入所申込方法を定めるとともに入所申込があった場合は、入所希望者及びその家族等と面談を行う等の方法により、入所希望者の置かれている状況等を確認するものとする。また、必要と認められたときは担当の介護支援専門員に意見を求めるものとする。

（ハラスメント防止）

- 第36条 事業所は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他）

- 第37条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人つつじ会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。

特別養護老人ホームアゼイリア「指定短期入所生活介護」送迎車庫地区一覽表（実施地区にチェック記入）

石巻圏域町名・字名一覽表										石巻圏域町名・字名一覽表									
No.	町名・字名	備考	No.	町名・字名	備考	No.	町名・字名	備考	No.	町名・字名	備考	No.	町名・字名	備考	No.	町名・字名	備考	No.	町名・字名
1	石巻市 あけぼの	○	59	石巻市 中瀬	(旧石巻市)	112	石巻市 相野谷	(旧河内町)	167	石巻市 鮎川大町	(旧牡鹿町)								
2	石巻市 旭町	○	60	石巻市 長瀬町	(旧石巻市)	113	石巻市 長瀬	(旧河内町)	168	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
3	石巻市 船町	○	61	石巻市 渡瀬	(旧石巻市)	114	石巻市 大森	(旧河内町)	169	石巻市 鮎川浜丁	(旧牡鹿町)								
4	石巻市 伊勢町	○	62	石巻市 南光町	(旧石巻市)	115	石巻市 尾ノ崎	(旧河内町)	170	石巻市 大谷川浜	(新設)								
5	石巻市 伊勢島	○	63	石巻市 鶴町	(旧石巻市)	116	石巻市 親合	(旧河内町)	171	石巻市 小瀬浜	(旧牡鹿町)								
6	石巻市 井内	○	64	石巻市 西山町	(旧石巻市)	117	石巻市 北境	(旧河内町)	172	石巻市 小瀬浜	(新設)								
7	石巻市 伊原庄	○	65	石巻市 緑地	(旧石巻市)	118	石巻市 子船越	(旧河内町)	173	石巻市 総分岐	(旧牡鹿町)								
8	石巻市 幸田川町	○	66	石巻市 沼津	(旧石巻市)	119	石巻市 風見	(旧河内町)	174	石巻市 小瀬浜	(旧牡鹿町)								
9	石巻市 駒形北通り	○	67	石巻市 羽黒町	(旧石巻市)	120	石巻市 中野	(旧河内町)	175	石巻市 小瀬浜	(旧牡鹿町)								
10	石巻市 大田	○	68	石巻市 八幡町	(旧石巻市)	121	石巻市 長田	(旧河内町)	176	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
11	石巻市 大樋	○	69	石巻市 陸奥	(旧石巻市)	122	石巻市 東田	(旧河内町)	177	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
12	石巻市 大宮町	○	70	石巻市 陸奥	(旧石巻市)	123	石巻市 東田	(旧河内町)	178	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
13	石巻市 折浜	○	71	石巻市 陸奥	(旧石巻市)	124	石巻市 東田	(旧河内町)	179	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
14	石巻市 折浜	○	72	石巻市 東中風	(旧石巻市)	125	石巻市 東田	(旧河内町)	180	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
15	石巻市 折浜	○	73	石巻市 東中風	(旧石巻市)	126	石巻市 東田	(旧河内町)	181	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
16	石巻市 折浜	○	74	石巻市 東中風	(旧石巻市)	127	石巻市 東田	(旧河内町)	182	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
17	石巻市 折浜	○	75	石巻市 東中風	(旧石巻市)	128	石巻市 東田	(旧河内町)	183	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
18	石巻市 折浜	○	76	石巻市 東中風	(旧石巻市)	129	石巻市 東田	(旧河内町)	184	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
19	石巻市 折浜	○	77	石巻市 東中風	(旧石巻市)	130	石巻市 東田	(旧河内町)	185	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
20	石巻市 折浜	○	78	石巻市 東中風	(旧石巻市)	131	石巻市 東田	(旧河内町)	186	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
21	石巻市 折浜	○	79	石巻市 東中風	(旧石巻市)	132	石巻市 東田	(旧河内町)	187	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
22	石巻市 折浜	○	80	石巻市 東中風	(旧石巻市)	133	石巻市 東田	(旧河内町)	188	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
23	石巻市 折浜	○	81	石巻市 東中風	(旧石巻市)	134	石巻市 東田	(旧河内町)	189	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
24	石巻市 折浜	○	82	石巻市 東中風	(旧石巻市)	135	石巻市 東田	(旧河内町)	190	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
25	石巻市 折浜	○	83	石巻市 東中風	(旧石巻市)	136	石巻市 東田	(旧河内町)	191	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
26	石巻市 折浜	○	84	石巻市 東中風	(旧石巻市)	137	石巻市 東田	(旧河内町)	192	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
27	石巻市 折浜	○	85	石巻市 東中風	(旧石巻市)	138	石巻市 東田	(旧河内町)	193	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
28	石巻市 折浜	○	86	石巻市 東中風	(旧石巻市)	139	石巻市 東田	(旧河内町)	194	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
29	石巻市 折浜	○	87	石巻市 東中風	(旧石巻市)	140	石巻市 東田	(旧河内町)	195	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
30	石巻市 折浜	○	88	石巻市 東中風	(旧石巻市)	141	石巻市 東田	(旧河内町)	196	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
31	石巻市 折浜	○	89	石巻市 東中風	(旧石巻市)	142	石巻市 東田	(旧河内町)	197	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
32	石巻市 折浜	○	90	石巻市 東中風	(旧石巻市)	143	石巻市 東田	(旧河内町)	198	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
33	石巻市 折浜	○	91	石巻市 東中風	(旧石巻市)	144	石巻市 東田	(旧河内町)	199	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
34	石巻市 折浜	○	92	石巻市 東中風	(旧石巻市)	145	石巻市 東田	(旧河内町)	200	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
35	石巻市 折浜	○	93	石巻市 東中風	(旧石巻市)	146	石巻市 東田	(旧河内町)	201	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
36	石巻市 折浜	○	94	石巻市 東中風	(旧石巻市)	147	石巻市 東田	(旧河内町)	202	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
37	石巻市 折浜	○	95	石巻市 東中風	(旧石巻市)	148	石巻市 東田	(旧河内町)	203	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
38	石巻市 折浜	○	96	石巻市 東中風	(旧石巻市)	149	石巻市 東田	(旧河内町)	204	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
39	石巻市 折浜	○	97	石巻市 東中風	(旧石巻市)	150	石巻市 東田	(旧河内町)	205	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
40	石巻市 折浜	○	98	石巻市 東中風	(旧石巻市)	151	石巻市 東田	(旧河内町)	206	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
41	石巻市 折浜	○	99	石巻市 東中風	(旧石巻市)	152	石巻市 東田	(旧河内町)	207	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
42	石巻市 折浜	○	100	石巻市 東中風	(旧石巻市)	153	石巻市 東田	(旧河内町)	208	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
43	石巻市 折浜	○	101	石巻市 東中風	(旧石巻市)	154	石巻市 東田	(旧河内町)	209	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
44	石巻市 折浜	○	102	石巻市 東中風	(旧石巻市)	155	石巻市 東田	(旧河内町)	210	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
45	石巻市 折浜	○	103	石巻市 東中風	(旧石巻市)	156	石巻市 東田	(旧河内町)	211	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
46	石巻市 折浜	○	104	石巻市 東中風	(旧石巻市)	157	石巻市 東田	(旧河内町)	212	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
47	石巻市 折浜	○	105	石巻市 東中風	(旧石巻市)	158	石巻市 東田	(旧河内町)	213	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
48	石巻市 折浜	○	106	石巻市 東中風	(旧石巻市)	159	石巻市 東田	(旧河内町)	214	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
49	石巻市 折浜	○	107	石巻市 東中風	(旧石巻市)	160	石巻市 東田	(旧河内町)	215	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
50	石巻市 折浜	○	108	石巻市 東中風	(旧石巻市)	161	石巻市 東田	(旧河内町)	216	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
51	石巻市 折浜	○	109	石巻市 東中風	(旧石巻市)	162	石巻市 東田	(旧河内町)	217	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
52	石巻市 折浜	○	110	石巻市 東中風	(旧石巻市)	163	石巻市 東田	(旧河内町)	218	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
53	石巻市 折浜	○	111	石巻市 東中風	(旧石巻市)	164	石巻市 東田	(旧河内町)	219	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
54	石巻市 折浜	○				165	石巻市 東田	(旧河内町)	220	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
55	石巻市 折浜	○				166	石巻市 東田	(旧河内町)	221	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
56	石巻市 折浜	○				167	石巻市 東田	(旧河内町)	222	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
57	石巻市 折浜	○							223	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
58	石巻市 折浜	○							224	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
									225	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
									226	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
									227	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								
									228	石巻市 鮎川浜	(旧牡鹿町)								